

第 20 期

第 28 回

総会議事録

令和 8 年 7 月 17 日

- 開催年月日 令和8年7月17日(金)
- 開催場所 郡山市役所西庁舎5階 5-2会議室
- 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

- 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 郡 司 兼 介
【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

【事務局次長兼農地調整係長】 草 野 哲 也
【農業振興・農業法人係長】 岩 谷 智恵子

- 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

- 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

- 開会宣言 13時53分

- 閉会宣言 14時53分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

安藤 嘉行

署名人

須永 静夫

事務局	ただいまより、第28回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。 在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。
会 長	皆さん、こんにちは。 毎日、暑い日が続いていますので、熱中症や事故等に充分注意して作業にあたってくださいと思います。 議案について、慎重審議をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。
	(全員異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 3番 安藤 嘉行 委員 13番 須永 静夫 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。
事務局	正誤表をご覧ください。 議案第5号別紙、東部地区の再転貸3の所有者氏名、田村地区の再転貸4の所有者住所、東部地区の再転貸5の所有者の氏名と住所について正誤表のとおり訂正させていただきます。 よろしくお願いいたします。

議 長	ただいまから、議案審議に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1 番 1 件について付議いたします。 古川 弘作委員の調査報告を求めます。
古川 弘作 委員	1 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、農業開始です。 7 月 6 日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、須永委員、鈴木委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 借人は父親とともに、貸人の農作業を手伝っていました。 貸人の高齢化に伴い、農地すべてを引き継ぐことになりました。 農機具は貸人から借り、農作業に従事します。 苗作りや田植え、稲刈り等は貸人と共同で行います。 面積は 4 ha ぐらいですが、8 から 10ha まで増やしたいということで、昨日の農業相談にも来ました。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について許可と決します。 次に 2 番 1 件について、付議いたします。

	事務局の調査報告を求めます。
事務局	2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と夫が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、2番 1件について許可と決します。 次に3番 1件について、付議いたします。 安藤 嘉行委員の調査報告を求めます。
安藤 嘉行 委員	3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 申請地は空き家に付随した農地で、取得後は自家消費用の畑作を 行うとのことでした。 農作業は受け人が行います。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3 番 1 件について 許可と決します。 次に4 番 1 件について、付議いたします。 渡邊 清助委員の調査報告を求めます。
渡邊 清助 委員	4 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 7月11日、現地確認を行いました。 使用貸人と使用借人は親子であり、正式に契約して 耕作していきたいとのことです。 申請地は適正に管理されており、全部効率要件、 農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、 農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、4 番 1 件について 許可と決します。 次に5 番 1 件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	5 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。

	渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、息子が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番 1件について 許可と決します。 次に6番 1件について、付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野 和介 委員	6番 1件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 使用借人は栃木県那須烏山市に3ha余りの農地を借り、 栗の栽培を行っています。 妻の母親が郡山市に住んでおり、なすと栗を栽培したいとの ことです。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、6番 1件について、 許可と決します。
	次に7番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	7番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 受け人と妻、両親が農作業に従事します。
	これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。
	また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、7番 1件について 許可と決します。
	次に8番から10番までの3件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。

8番から10番までの3件について、調査の結果を報告いたします。
まず8番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。
申請の事由は贈与、農業開始です。

7月9日に現地調査したところ、申請地は適切に管理されて
いました。土地取得後は必ず耕作する旨、確約書が添付されています。
農作業常時従事要件については、父とともに従事する予定です。
地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、
確約しています。

以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障を及ぼす
おそれはありません。

また7月10日、代理人の行政書士に確認したところ、内容に
間違いはありませんでした。

次に9番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は
記載のとおりです。

申請の事由は相手方要望、経営拡大です。

7月9日に現地調査したところ、申請地は適切に管理されて
いました。13日と14日、双方に聴き取り調査を行ったところ
申請内容に誤りはありませんでした。

農作業常時従事要件については、受け人が40年以上従事しており
妻とともに耕作する予定です。

地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、
確約しています。

以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障を及ぼす
おそれはありません。

次に10番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は
記載のとおりです。

申請の事由は労力不足、経営拡大です。

7月9日に現地調査したところ、申請地は適切に管理されて
いました。

また7月10日、代理人の行政書士に確認したところ、内容に
間違いはありませんでした。

農作業常時従事要件については、受け人が50年以上従事しており

	妻とともに耕作する予定です。 以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障を及ぼすおそれはありません。 調査の結果、3件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	8番から10番までの 3件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、8番から10番までの 3件について、許可と決します。 次に11番 1件について、付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。
先崎孝太郎 委員	11番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 7月11日、現地確認及び聴き取り調査を行いました。 申請地は良く手入れされており、適切に管理するものと思います。 受け人が農作業に従事します。 受け人はペットショップを経営しており、主にさつまいもや野菜を栽培し、ペットの餌として利用したいとのことでした。 申請地のそばに空き家があり、近いうちに購入し転居する予定です。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

	(質問、意見なし)
議 長	11番 1件について、許可と決することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、11番 1件について 許可と決します。 次に12番から14番までの3件について、付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安 委員	12番から14番までの3件について、調査の結果を報告いたします。 まず12番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は兄への贈与です。 渡し人は相続で申請地を取得しましたが、地元におらず耕作できない ため、兄に贈与するものです。 申請地は受け人の自宅の近くにあり、受け人が野菜を作付けして おり、適正に管理されています。 次に13番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 この件も渡し人が地元におらず、受け人が耕作していました。 申請地はきゅうり等が栽培され、適正に管理されています。 次に14番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 渡し人が相続した土地ですが、地元におらず耕作できませんでした。 申請地は受け人の住宅の近くにあり、譲り受けることに なりました。 調査の結果、3件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。

	(質問、意見なし)
議 長	12番から14番までの 3件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、12番から14番までの 3件について許可と決します。 次に15番 1件について、付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	15番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は労力不足、農業開始です。 7月10日、現地確認及び聴き取り調査を行いました。 受け人が農作業に従事します。 申請地は日大工学部及び古川に隣接し、農地と水質に関する研究をする教授や学生とともに空心菜を作付けしています。 今後は農業を営みながら、教授の手伝いをします。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	15番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、15番 1件について許可と決します。

	次に16番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	16番 1件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営継承です。 使用借人と両親が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	16番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、16番 1件について 許可と決します。 次に17番 1件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	17番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 農作業は受け人と妻が行います。 受け人は昨年の秋より、渡し人の一部の畑を借りて耕作して いましたが、渡し人のほとんどの田畑を譲り受け耕作すること になりました。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、

	地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	17番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、17番 1件について、許可と決します。 次に18番 1件について、付議いたします。 吉田 直衛の調査報告を求めます。
吉田 直衛 委員	18番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は贈与、農業開始です。 7月6日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、滝田推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 渡し人は10年くらい前にこの土地を離れ、市内に転居したため以前に住んでいた住宅と農地を無償で贈与するものです。 受け人は空き家近くの知人であり、家族で居住して自家用野菜を作付けするそうです。 農業用機械は知人から借りる予定で契約書が添付されています。 受け人が農作業に従事します。 申請地はきれいに草刈りされています。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

議 長	18番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、18番 1件について許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番と2番の 2件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。
池上慎一郎 委員	1番と2番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず1番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、残土置場です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 申請地の隣接地は農地法第5条の許可を得て、残土置場として使用しています。借人は工事受注件数が増え、残土置場が不足しており、一体利用できるこの農地を選定したようです。 現況は既に残土置場として使っており、顛末書が添付されています。 申請地を整地整形し、土砂の流出を防止します。 雨水は地下浸透、雑排水はありません。 周辺は非農地や休耕田ですので、営農に支障はありません。 残高証明も添付されています。 以上のことから立地基準、申請目的の実現の確実性に問題はありません。 次に2番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、分家住宅です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 盛土・切土を行いますが、適切に転圧を行い、土砂の流出を防ぎます。 汚水は北側道路に設置されている下水道へ排水します。 雨水は地下浸透及び北側側溝へ排出します。 南西は畑ですが、建物との距離を充分に取っているので

	日照に支障はありません。 金融機関による事前審査の回答書も添付されています。 以上のことから立地基準、申請目的の実現の確実性、周辺農地への影響に問題はありません。 調査の結果、2件とも農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番と2番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 1番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カー(ア)で農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 次に2番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カー(ア)で1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で1番同様です。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番と2番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番と2番の 2件について、許可と決します。

	次に3番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。
濱津職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 7月12日に現地確認を行い、電話で聴き取り調査を行いました。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、資材置場のための一時転用です。 農地区分は農用地です。 申請地の東側は道路で、他は作付けされていませんので 周辺農地への影響はないと考えられます。 雨水は自然浸透及び傾斜をつけて既存側溝へ流します。 汚水は発生しません。 確約書が添付されており、一時転用後に農地として利用できる 状態に回復すると認められますので許可相当と思われますが、 ご審議のほどよろしく願いいたします。
濱津職代	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興 地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として 定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、仮設工作物の 設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって 当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要で あると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に 関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定に定められた 農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと 認められる一時転用事業です。 その他の事項については記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
濱津職代	ただいまの報告について、

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
濱津職代	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
濱津職代	異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。 議長交代いたします。
議 長	議長交代いたしました。 次に4番 1件について付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野 和介 委員	4番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は日和田ショッピングモールの従業員駐車場工事に伴う 現場事務所、車両・資材置場のための一時転用です。 農地区分は農用地です。 現況の高さのまま鉄板を敷いて利用するため、土砂の流出は ありません。 雨水は北側の市道側溝及び西側の法定外水路に放流します。 汚水処理については汲み取り式簡易便所を設置し、汚水排水が 外部に流出しない構造にします。汚水は定期的に許可業者により 汲み取り処理を行うため、農地への排水は発生しません。 周辺農地の分断・蚕食はなく、日照・通風等周辺農地への 影響はありません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で3番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、3番同様です。

	その他の事項については記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、4 番 1 件について、 許可と決します。 次に 5 番 1 件について付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。
北島 繁和 委員	5 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、ヘリポート、資材置場、駐車場のための一時転用です。 7 月 7 日に事務局職員と現地調査を行い、電話で借人に調査を行いました。 更新工事箇所が山頂及び山間部にあり、車両での資材運搬ができないため、ヘリコプターでの資材運搬を行います。 申請農地及び周辺農地の現況は畑であり、主にそばを作付けしています。 転用工事は畑に鉄板を敷くのみで、耕作地の大幅な改変を行わないため、土砂の流出はなく周辺農地への影響はありません。 また、建物は建てず、汚水の発生もありません。 調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	5 番 1 件について、調査の結果を補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地 2－1－(1)－ア－(ア)で 3 番同様です。

	許可基準は2－1－（１）－ア－（イ）－c で、3番同様です。 以上、補足説明いたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	5番 1件について、 許可相当と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、5番 1件について、 許可相当と決します。 なお、この件につきましては転用面積が30aを超えていますので 福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。 次に6番 1件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	6番 1件について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 農地区分は第2種農地と判断しました。 申請の事由は、農家住宅です。 申請地は受け人が、居住予定の住宅に隣接し、コンクリート舗装に よる通路、松等の庭木がある状態です。 渡し人の親が住宅敷地と一体的に利用されていました。 農地への復元は困難な状況であり、居住予定の住宅へ直接出入り する進入路として使いたいとのことです。 雨水は自然排水で、側溝へ排水します。 日照の被害もありません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	6番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、 第2種農地2－1－（１）－カ－（ア）で、1番同様です。

	許可基準は２－１－（１）－カー（イ）で、１番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	６番 １件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、６番 １件について、 許可と決します。 次に７番 １件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛 委員	７番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、太陽光発電設備です。 農地区分は第２種農地と判断しました。 申請地は渡し人が高齢のため、２０年以上耕作しておらず、 雑木と茅に覆われていました。 東側の道路から５ｍぐらいの高台にあり、南側が畑、北側と南側は 雑木林です。南側の離れた所に住宅がありますが、住宅の屋根より 高い場所にあるため、反射光による影響はありません。 雨水は自然浸透です。 調査の結果、農地法第５条第２項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	７番 １件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 ２農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、 第２種農地２－１－（１）－カー（ア）で１番同様です。 許可基準は２－１－（１）－カー（イ）で、１番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。

	以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、7番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第2号を終わります。 続いて、議案第3号「農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用 集積等促進計画を定めることの要請について」を議題といたします。 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画の作成を 福島県農地中間管理機構へ要請することについて、次のとおり お諮りいたします。 1番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	議案第3号別紙をご覧ください。 議案第3号は農地中間管理機構が行う農地の売買特例事業に係る 農用地利用集積等促進計画案を定めることについて福島県農地中間 管理機構に要請することをお諮りするものです。 農地売買特例事業は所有者から農地中間管理機構が農地を買い入れ、 農地中間管理機構から買い受け希望者へ農地を売り渡すものです。 1番 1件につきまして、買い受け希望者は全部耕作要件、 農作業常時従事要件を満たしており、売買価格は過去の売買及び 近傍類似価格を参考にし、各地区の委員から確認をいただいております、 適当であると認められます。 農用地利用集積等促進計画を定めることを 要請することは適当と認められますが、 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

議 長	1 番 1 件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について原案のとおり決します。 以上で、議案第 3 号を終わります。 続いて、議案第 4 号「非農地に関する判断について」を議題といたします。 1 番 1 件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。
池上慎一郎 委員	1 番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 7 月 2 日に事務局職員と現地調査を行いました。 現地は 20 年以上、耕作しておらず雑木が生い茂っています。 農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について、非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番について、非農地と決します。 次に 2 番 1 件について付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	2 番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 7 月 7 日に事務局職員と現地調査を行いました。 申請地の西側は道路、北側は太陽光発電、南側には宅地がありますが

	東側は草刈りされた農地が広がっております。 申請地は作付けしていませんが、草刈りがされ農地として管理されており、農地と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番について、 農地と決めます。 3番 1件について付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野 和介 委員	3番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 7月1日に事務局職員と現地調査を行いました。 現地は竹林と化し、傾斜もあり、下には水路があって耕作には危険が伴います。農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番について、 非農地と決めます。 4番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	4番の調査の結果を報告いたします。

	所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 7月3日に事務局職員と現地調査を行いました。 申請地は30年以上、耕作されておらず、篠竹や雑木が繁茂しており農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、4番について、 非農地と決めます。 次に5番 1件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	5番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 6月30日に事務局職員と現地調査を行いました。 南側は2車線の道路に隣接し、西側に集会所、北側が山、東側にはプレハブの事務所があります。車道に近い場所は数mですが草刈りがなされています。山に近い大部分が茅等の雑草が繁茂しております。 しかし、木や竹等はなく畑として利用できると判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番 1件について、 農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番 1件について、

	農地と決めます。 次に 6 番 1 件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛 委員	6 番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 7 月 3 日に事務局職員と現地調査を行いました。 申請地は黒石山中腹にある牧草地でしたが、現在は利用していません。 周囲が山林のため、周囲と一体化しつつあり、農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	6 番 1 件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、6 番 1 件について、 非農地と決めます。 以上で、議案第 4 号を終わります。 続いて、議案第 5 号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農用地利用集積等促進計画案について、郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 一括方式の 1 番と 2 番の 2 件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	議案第 5 号別紙をご覧ください。 議案第 5 号は所有者、農地中間管理機構、耕作者の 3 者間の農地の貸借について定める農用地利用集積等促進計画案について郡山市長から意見を求められたので、お諮りするものです。 一括方式は、所有者から機構への貸付と機構から耕作者への貸付を一括して行うものです。

	1 番と2 番の 2 件について、計画の内容を調査したところ 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番と2 番の 2 件について、原案のとおり 決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番と2 番の 2 件について 原案のとおり決します。 次に再転貸の1 番から5 番までの 5 件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	再転貸については、前耕作者と機構との契約が 合意解約されたことに伴い、新たな耕作者へ再転貸するものです。 3 件について計画の内容を調査したところ、貸付相手方は全部耕作 要件及び常時従事要件を満たしており適当と認められますが、 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番から5 番までの 5 件について、原案のとおり決することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番から5 番までの 5 件について 原案のとおり決します。 以上で、議案第5 号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第1 号「農地法第4 条第1 項第7 号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1 番から4 番までの4 件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1 号を終わります。

	続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番から16番までの16件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。 続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」次のとおり1番と2番の2件について通知書の提出があったので報告する。 報告第3号を終わります。 ただいまの第1号から第3号までの報告についてご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	以上で報告事項を終わります。 その他ございませんか。
	(なし)
議長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第28回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第28回総会（令和8年7月17日開催）の概要

第3条 農地の移動は

18件で、田 65,343㎡ 畑 13,099㎡でした。

第5条 農地の転用は

7件で、残土置場1件、分家住宅1件、農家住宅1件、太陽光発電設備1件、一時転用3件でした。